最終更新日:2015年12月1日

日本電子材料株式会社
代表取締役社長　風間　悦男
問合せ先:06-6482-2007
証券コード:6855
http://www.jem-net.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「日本電子材料株式会社は、人類に幸福をもたらす技術の開発と製品化により社会に貢献する。」という経営理念に基づき、成長し続ける創造型企業を目指しております。
これを具現化するためには、企業の健全性確保、経営の透明性等に加え、社会からの信頼が必要不可欠であり、コーポレート・ガバナンスの充実を経営の重要課題と認識し、その実現に努めております。
また、コーポレート・ガバナンスを充実させる事により企業価値が増大し、株主、顧客、従業員等のステークホルダーの皆様へ利益還元を果たすことが可能であると考えております。
さらに、株主の皆様への速やかな情報開示が公平で透明な経営を行う上での重要な要素と考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

補充原則4-1-2 中期計画の公表
当社は経営環境の変化が激しい中、迅速かつ柔軟に最適な経営判断を行うとともに、株主、投資家の皆様に当社の経営戦略や財務状況等を、正しくご理解頂くための情報開示のあり方として、当社が目指すべき経営指標や経営戦略、及び事業年度毎の業績等の見通しを決算短信等にて公表しております。現在、当社は中期計画を公表しておりませんが、取締役会は、経営会議が策定した中期経営計画をはじめとする事業計画を決議するとともに、経営会議より報告される進捗状況や、分析結果を通じて監視監督しております。

補充原則4-2-1　自社株報酬の導入
当社は、自社株の保有を通じて株主と利害を共有することで、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促進するため、社外取締役を除く取締役は自社株を取得することとしております。自社株報酬の導入につきましては必要に応じて検討を行ってまいります。

原則4-8、補充原則4-8-1および補充原則4-8-2　独立社外取締役2名以上の選任及び有効な活用
会社法に定める社外取締役の要件、および金融商品取引所が定める独立性基準に従い、独立役員である社外取締役を1名選任しております。今後につきましては、社外取締役の増員を検討してまいります。また独立社外者のみで構成する情報交換会や筆頭独立社外取締役の設置につきましても、独立社外取締役が複数となった時点等で検討します。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

原則1-4　政策保有株式に関する方針
当社は現在、政策保有株式として上場株式を保有していません。将来、政策保有株式を保有することとなった場合には、保有に関する方針、および株式に係る議決権の行使について適切な対応を確保するための基準を策定し開示いたします。

原則1-7　関連当事者間の取引
当社は、関連当事者間の取引(以下、当該取引)について、当社が認識する情報の精査、および対象者への定期的な所定の調査により、当該取引の有無と、当該取引が有った場合の内容を把握することとしております。また、上記調査に依ることなく、当該取引に該当する可能性が認識された事項について、対象者は当社へ速やかに報告することとしております。以上により、当社は、当該取引が当社や株主共同の利益を害することがないよう監視に努めております。

原則3-1-1　経営理念・経営戦略、経営計画
当社は、「日本電子材料は、人類に幸福をもたらす技術の開発と製品化により社会に貢献する。」という経営理念に基づき、成長し続ける創造型企業を目指しております。また、経営戦略や経営計画につきましては、有価証券報告書や招集通知の「対処すべき課題」に記載しておりますのでご覧ください。

原則3-1-2　コーポレート・ガバナンスに関する考え方と基本方針
詳細は本報告書の「1. 1基本的な考え方」に記載をしておりますのでご覧ください。

原則3-1-5　取締役・監査役候補の指名理由
各候補者につきましては招集通知に個人別の経歴を示しています。また、社外取締役及び社外監査役の指名理由につきましては招集通知に記載しております。

原則3-1-3　取締役・監査役の報酬
原則3-1-4　取締役・監査役候補の指名の方針と手続き
補充原則4-1-1　取締役会の責務(取締役会の付議事項)
原則4-9　独立社外取締役の独立性判断基準および資質
補充原則4-11-1　取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方
補充原則4-11-2　取締役・監査役の他の上場会社における役員兼任状況
補充原則4-11-3　取締役会の実効性と評価
補充原則4-14-2　取締役・監査役のトレーニング方針
以上につきましては、本報告書の「2. 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概

要）」に記載しておりますのでご覧ください。

原則5-1　株主との建設的な対話に関する方針
本報告書の「5. その他　2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項」に記載しておりますのでご覧ください。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
(有)大久保興産	1,266,867	11.94
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)	801,000	7.55
大久保　和　正	435,924	4.11
大久保　英　正	376,543	3.55
(株)三菱東京UFJ銀行	309,200	2.91
大久保　昌　男	290,138	2.73
古 山　陽 一	260,002	2.45
日本マスタートラスト信託銀行(株)	250,700	2.36
日本電子材料社員持株会	193,470	1.82
ビーエヌワイ ジーシーエム クライアント アカウント ジェーピーアールディー エーシー アイエスジー(エフイーーエーシー)(常任代理人 (株)三菱東京UFJ銀行)	182,200	1.71

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
吉田　裕	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
吉田　裕	○	社外取締役	（社外取締役選任理由） 経営等のマネジメントの経験と見識に基いて当社の経営を監督していただき、コーポレート・ガバナンスの強化等に寄与していただくためであります。 （独立役員指定理由） 取引所の規定する項目に該当するものはなく充分な独立性確保がなされており、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人および内部監査部門は、定期的および必要に応じて打ち合わせを行い、内部統制、監査状況等について情報交換を行い、相互の連携を密にすることによりコンプライアンス体制を確立し、リスク回避に万全を期しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
田村　耕一	他の会社の出身者													
濱田　幸和	税理士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田村　耕一		非常勤監査役	（社外監査役選任理由） 半導体業界の豊富な経験と見識等に基づく監査が可能であり、客観性、中立性を重視し、人的関係、資本的関係、その他利害関係が無いと判断いたしました。
濱田　幸和	○	非常勤監査役 独立役員	（社外監査役選任理由） 税理士資格を有しており、財務等の幅広い経験と見識等に基づく監査が可能であり、客観性、中立性を重視し、人的関係、資本的関係、その他利害関係が無いと判断いたしました。 （独立役員指定理由） 取引所の規定する項目に該当するものはなく充分な独立性確保がなされており、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他

該当項目に関する補足説明 更新

本報告書の「2. 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）」に記載しておりますのでご覧ください。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

平成27年3月期の役員報酬は、取締役6名　100百万円（うち社外取締役 ― 名 ― 百万円）、監査役3名 18百万円（うち社外監査役 2名 5百万円）です。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員報酬等の総額は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で支給することとしております。方針等につきましては、本報告書の「2. 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）」に記載しておりますのでご覧ください。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役、および社外監査役の業務が円滑に遂行されるように、取締役、常勤監査役ならびに総務を中心とした管理部門スタッフより情報提供を行いサポートを実施しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当社は、監査役設置会社の形態を採用しており、コーポレート・ガバナンス体制の概要は以下のとおりです。

取締役及び取締役会
1. 取締役会は、株主共同の利益及び会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向けて、経営の基本方針、その他会社の重要事項の決定を行うとともに、取締役の職務執行の監視・監督を行います。
2. 取締役会は、法令・定款に定められた事項の他、取締役会規則で定めた事項を審議・決定し、それ以外の事項は代表取締役または業務執行取締役に委任します。
3. 取締役の員数は定款で10名以内と定めております。
4. 取締役会は、会社の重要事項の決定と監視・監督の役割を果たすため、取締役会全体として多様な知見と経験がバランスされるよう考慮します。
5. 社外取締役は会社法に定める社外取締役の要件、及び金融商品取引所が定める独立性基準を満たす独立社外取締役とします。
6. 取締役会は、原則として社長の提案を受け、審議の上、株主の負託に応え取締役としての職務を適切に遂行できる人物を取締役候補者として指名します。

7. 取締役候補者は、性別等の個人の属性に関わらず、会社経営や当社の業務に精通し、人格・見識に優れた人物とします。
8. 社外取締役候補者は、社外の独立した立場から経営の監督機能を果たすとともに、各々の豊富な経験と高い見識に基づき、当社の企業活動に助言を行うことができる人物とします。
9. 取締役は、自己または第三者のために当社の利益に反する取引を行いません。また、取締役が、自己または第三者のために当社と取引を行おうとする場合は、会社法で定められた手続きに基づき、取締役会の承認を得るとともに、その重要事実を取締役会に報告します。

監査役及び監査役会
1. 監査役および監査役会は、監査方針に基づき、取締役会および各部門のヒアリング等を行い、会計監査人および内部監査と連携を密にして、取締役や子会社を含めた業務執行の監査を行います。
2. 監査役会は、4人以下の人数で構成し、そのうち1名以上を独立性基準を満たす独立社外監査役とします。
3. 取締役会は、株主の負託に応え監査実務を適切に遂行できる人物を監査役候補者として指名します。なお、監査役会の事前の同意を得たうえで取締役会で審議します。
4. 監査役候補者は、性別等の個人の属性に関わらず、人格・見識に優れている人物であるとともに、会社経営や財務等の業務に精通した、当社の経営に対して公平、公正且つ適切な指導・助言が出来る人物を指名します。

取締役会の実効性向上への取組み及び評価
1. 取締役会は、取締役会の実効性向上のために以下の取組みを行います。
（1）当社は、各回の取締役会において充実した議論がなされるよう、取締役会の議題および議案に関する資料を取締役会の会日に先立って提供し、必要に応じて事前説明を行うなど、十分な情報提供に努めます。
（2）取締役会事務局は、事業年度が開始される前に、翌事業年度の年間の取締役会開催予定日を予め定め、各取締役および監査役に通知します。
2. 当社は、取締役および監査役に対し、研修の機会を提供します。
3. 取締役及び監査役は、当社以外の上場会社の役員を兼任する場合、当社の職務遂行に必要な時間を確保できる合理的な範囲と考える2社以内に限るものとします。現状の兼任状況は以下のとおりです。
取締役　足立 安孝：三相電機株式会社　社外取締役
常勤監査役　竹原 克尚：株式会社プロールート丸光　社外取締役
なお、当社は取締役・監査役の重要な兼職につきましては、招集通知や有価証券報告書にて開示しております。
4. 取締役会は、職務の執行が法令、定款等に沿って運用されているか、毎年、各取締役の自己評価をベースとして、定期的レビューを行い取締役会全体の実効性を高める等、分析・評価を行います。

役員報酬
1. 取締役の報酬は、職務執行の対価として支給する基本報酬と、業績に連動した報酬によって構成されます。報酬額等の総額は株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、承認された報酬基準に基づいて取締役会の決議により支給されます。なお、社外取締役は基本報酬のみの支給としております。
2. 監査役の報酬は、職務執行の対価として支給する基本報酬のみで構成され、監査役の協議によって決定し、支給します。

取締役の自社株の取得
自社株の保有を通じて株主と利害を共有することで、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促進するため、社外取締役を除く取締役は自社株を取得するとともに、在任期間に加えて退任後1年は継続して保有します。

内部監査
社長の直属である内部監査では、業務の有効性・効率性の検証である業務監査、法令・規程への準拠性の検証であるコンプライアンス監査、財産の有効性と実在性の検証である財務報告の信頼性等についての整備・運用状況の日常的な監視を実施し、問題点の把握・指摘・改善勧告を行っております。なお、内部監査、監査役および会計監査人は、定期的または必要に応じて打ち合わせを行い、また内部統制、監査状況等の情報交換を行って、相互連携を密にすることにより、コンプライアンス体制を確立し、リスク回避に万全を期しております。

会計監査人
会計監査人については有限責任あずさ監査法人を選任しています。平成27年3月期の監査業務を執行した公認会計士は、田中基博(継続監査年数3年)坊垣慶二郎(継続監査年数4年)、監査業務の補助者は公認会計士5名、その他3名です。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は企業規模にあった機動的な機関設計・組織運営を行うとともに、経営監視機能の客観性および中立性を確保するため、現状の体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を回避し、平成27年6月25日に開催しました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画室（CSR・IR）にて担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	国内事業所のISO14001の認証取得や、CSRプロジェクトを中心とした社会貢献活動、情報セキュリティ委員会を中心とした情報セキュリティ管理体制の強化等を行っております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社の「内部統制システムの整備に関する基本方針」は、以下のとおり定めております。

1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
（1）取締役が法令及び定款に則って行動するよう徹底する。
（2）業務執行にあたっては、取締役会及び経営会議他の各種会議体で、総合的に検討したうえで意思決定を行う。
（3）企業倫理、コンプライアンス及びリスク管理に関する重要課題と対応について適切に審議する。
（4）コンプライアンス担当取締役は管理部門統括担当取締役とし、当社のリスク並びにコンプライアンスに関する統括責任者とする。また、コンプライアンス担当取締役は、内部統制・コンプライアンス担当を設置する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
文書管理規程に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下文書等という）に記録し、保存する。取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できる。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
（1）予算管理制度等により収益や費用を適切に管理するとともに、職務権限等の規程による所定の権限及び責任に基づいて業務及び予算の執行を行う。重要案件については、取締役会への付議基準等を定めた規程に基づき、承認後執行を行う。
（2）資金の流れや管理の体制に関する規程に基づき、適正な財務報告の確保に取り組む。
（3）安全、品質、環境等のリスク並びにコンプライアンスについて、各担当部門が、各種管理規程を策定し、管理を行う。
（4）内部統制・コンプライアンス担当は、当社のリスク並びにコンプライアンスに関して網羅的・総括的に管理する。
（5）内部監査は、当社のリスク管理状況を監査し、その結果を定期的にコンプライアンス担当取締役及び取締役会に報告する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
（1）取締役及び使用人が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図るとともに、中期経営計画を策定する。
（2）取締役会及び経営会議は、中期経営計画を具体化するため、中期経営計画に基づき、毎期、部門毎の業績目標と予算を設定する。研究開発、設備投資、新規事業については、原則として、中期経営計画の目標達成への貢献を基準に、その優先順位を決定する。
（3）業績は、ITを積極的に活用したシステムにより月次で迅速に管理会計としてデータ化し、担当取締役及び取締役会並びに経営会議に報告する。
（4）取締役会及び経営会議は、毎月、この結果をレビューし、部門毎に目標未達の要因の分析、その要因を排除・低減する改善策を報告させ必要に応じて目標を修正する。
（5）（4）の議論を踏まえ、各部門を担当する取締役及び部門長は、各部門が実施すべき具体的な施策及び権限配分を含めて業務遂行体制が効率的となるよう改善する。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
（1）各組織の業務分掌を明確化するとともに、継続的な改善を図る土壌を維持する。
（2）コンプライアンス体制に係るコンプライアンス基本規程を策定し、使用人が法令・定款及び社会規範を順守した行動をとるための社員心得を定める。
（3）内部監査は、内部統制・コンプライアンス担当と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動を定期的に取締役会及び監査役会に報告する。
（4）内部通報規程を策定し、法令上疑義のある行為等について使用人が直接情報の通報・相談を行う手段として監査役等の内部通報先に報告する「コンプライアンス・ホットライン」を設置・運営する。監査役等の内部通報先より連絡を受けた内容を調査し、再発防止策をコンプライアンス担当取締役と協議の上決定し、全社的に再発防止策を実施する。
（5）財務報告の信頼性を確保するために、法令等に従い、財務報告に係る内部統制を整備、運用し、それを評価する体制を構築する。

6. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社及び子会社は業務の適正を確保するため、内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われる体制を構築する。また、子会社の財務および経営を管理する部門と事業活動を管理する部門は協業し、子会社の位置づけに応じた多面的な管理を図る。これらの部門は、子会社との定期及び随時の情報交換を通じて子会社の業務の適正性と適法性を確認する。
（1）子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
子会社の経営上の重要事項に関しては、当社と子会社における管理規程に基づき当社に報告するとともに、当社の取締役会において審議する。また子会社における内部統制の構築を目指し、子会社全体の内部統制に関する担当部門は、当社の内部統制・コンプライアンス担当とする。
（2）子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、子会社の財務、安全、品質、環境、災害等のリスク管理体制の整備を推進する。また、重大なリスクについては、速やかに当社に報告することを求めるとともに、当社と子会社における管理規程に基づき、当社の取締役会において審議する。
（3）子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
子会社の経営の自主性を尊重し、且つ経営の効率化を追求するため、相互の権限と責任を明確にし、当社は取引上の諸問題について積極的な指導を図る。また、子会社の取締役に対して、現場からの的確な情報に基づき、経営方針を迅速に決定するとともに、業務分掌を定めて、それに基づく適切な権限委譲を行い、業務が効率的に行われるよう求める。
（4）子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
子会社の内部統制・コンプライアンス担当責任者は、業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有する。コンプライアンス担当責任者は、コンプライアンスに関する体制の整備を推進し、当社はその状況について定期的な点検を実施する。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する体制及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
（1）監査役の職務を補助すべき使用人の独立性に関する事項
監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを監査役から求められた場合、監査役の業務補助のため会計及び業務に精通した当該使用人を置くこととし、人事権については監査役に有り、取締役から独立させる。
（2）監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
当該使用人はその職務に関して監査役の指示のみに服し、取締役等からの指示を受けない。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告する体制及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
取締役または使用人は監査役に対して、法定の事項に加え当社及び子会社に重大な影響をおよぼす事項、内部監査の実施状況、「コンプライアンス・ホットライン」の通報状況及びその内容をすみやかに報告する体制を整備する。また通報をしたことを理由に不利益な取扱いを行うことを規程により禁止する。

9. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役の職務の執行について生じる費用については、監査役が必要と考える適正な予算を設けている他、前払いを含めその職務の執行について生ずる新たな費用の負担の求めがあった場合にはすみやかに対応する。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
（1）監査役は、取締役会に出席するほか、社内の重要な会議に出席することができ、また意見等は会社として十分に尊重する。
（2）監査役は、必要に応じて重要な決裁書類等をいつでも閲覧または謄写できる。
（3）監査役からの取締役または使用人の職務の執行状況の聴取に対しては、積極的に協力する。
（4）監査役会は、代表取締役、内部監査、会計監査人とそれぞれ必要に応じて意見交換会を開催する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社及び子会社は、反社会的勢力の排除に向けて反社会的勢力との取引関係、その他いかなる関係も持たない。不当要求については、警察当局、顧問弁護士等と連携し反社会的勢力に対して毅然とした態度で対応する。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況
（1）当社は、主要拠点に反社会的勢力へ対応する部署を設け、不当要求防止責任者を設置している。また、反社会的勢力による不当要求に対しては直ちに対応統括部署に報告する体制も整備している。
（2）既に加盟している兵庫県企業防衛対策協議会での研修や情報交換を行うとともに、兵庫県警察本部暴力団対策課から情報提供や指導を受ける。
（3）反社会的勢力の関係者と思慮される者からの働きかけや苦情を受けた場合、兵庫県企業防衛対策協議会事務局に照会し情報やアドバイスを受けるとともに、所轄警察署との関係強化を図る。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

株主との建設的な対話に関する方針
IR担当者、経営企画、総務、財務、経理、法務部門等の有機的な連携に努め、インサイダー情報の管理も踏まえ株主への対応に備えます。さらに、株主や投資家との対話の結果、把握された株主の意見を経営陣幹部や取締役会に対して社内の報告書等を通じてフィードバックを実施します。

適時開示体制の概要
当社は、会社情報の適時開示に対する重要性を十分認識しており、社内規程、及びその社内体制として情報管理責任者は取締役管理部門統括部長が担当し、経営企画室(CSR・IR)がその任に当たっております。
適時開示の対象と考えられる重要情報は、経営企画室(CSR・IR)に集約され、当該情報入手後直ちに取締役管理部門統括部長と協議を行い、開示すべき重要情報につきましては、取締役会に報告の上、開示を行うとともに、当社ホームページにおいても公開しております。
また、重要事項の開示につきましては、手続き上可能な限り迅速にディスクローズできる体制を整備しており、決算発表日の早期化にも積極的に取り組んでおります。

